

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付期限延長について

消費税率引き上げに際し、今年度実施されております「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付期日を平成26年12月19日(金)まで延長します。

すでに、対象と思われる方には申請書等を送付しておりますが、支給要件等を今一度ご確認ください。

○支給要件

【臨時福祉給付金】

- ・支給対象者 平成26年度分の住民税が課税されていない方
※平成26年度の村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など(※)となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- ・支給額 一人につき 10,000円
※高齢基礎年金などの受給者は一人につき5,000円を加算

【子育て世帯臨時特例給付金】

- ・支給対象者 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給されている方
※平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方は対象外です。
 - ・対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
 - ・支給額 対象児童1人につき 10,000円
- 詳しくは、広報さい7月号に織り込みのパンフレット「お知らせします。2つの給付金。」をご覧ください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：宮澤

農業委員会からのお知らせ

◆下限面積(別段面積)設定について

佐井村農業委員会では、平成26年9月25日に開催した総会において、下限面積(別段面積)について審議し、以下のとおり決定しました。

【決定内容】

現行の下限面積(別段面積)20アールの変更は行わない。

【理由】

遊休農地の抑制、新規就農者の確保、小規模農家が多い現状を考慮し、小規模農家で農地を取得しやすいようにしたため。

※下限面積：農地法第3条の許可要件の1つとして、下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地の面積が一定以上にならないと許可できないとするもの

◆農地を相続した場合は許可または届出が必要です

◆農地を転用する場合は許可または届出が必要です

農地転用とは、農地を住宅や工場、道路、山林、資材置場、駐車場等農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

◎無断転用するものは、農地法第64条により、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処することとされています。

【お問合せ】産業振興部門 担当：佐藤